

# どんな税があるの？

『税』には、大きく分けると所得税などの国税と、町税などの地方税があります。ここでは、私たちの暮らしと関係の深い町税として、「町・県民税」「固定資産税」「軽自動車税」「国民健康保険税」について説明します。

## 納期

水川町では、集合徴収方式により「町・県民税」「固定資産税」「国民健康保険税」を合算して徴収しています。  
6月から翌年3月までの10回徴収で、毎月の末日(12月は25日)が納期となります。

## 町・県民税

【納める人】  
毎年、1月1日現在で  
・町内に住所がある人  
・町内に事務所・事業所または家屋敷を所有する人で、町内に住所がない人(均等割)

### 町税の納期内納付にご協力を！

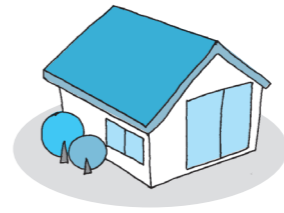
税は、行政サービスを行う上で、欠かせないものですが、納めていただいているはじめて使うことができます。  
納期内に自主的に納付していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

### 納期限を過ぎてしまつたら...

納税は、「義務」であり、公平でなければなりません。町民サービスを確実に実行するた

【税率】  
・所得割10パーセント  
・均等割4500円  
【所得割の計算方法】  
課税所得金額(所得金額－所得控除額)×税率(10パーセント)－調整控除  
※退職所得・譲渡所得などは計算方法が異なります。

## 固定資産税



【納める人】  
毎年、1月1日現在で次のものを所有している人  
・土地  
・家屋(建物)  
・償却資産(会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品など)

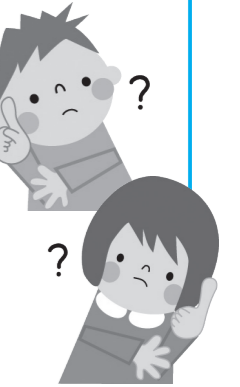
### めに厳正な滞納処分を行っています。

### どうしても納期内に納められない場合は必ず相談を

さまざまな事情で、どうしても納期までに町税を納められない場合には、お早めに税務課徴収係(☎52・5853)までご相談ください。

### 滞納を放置すると

督促状や催告書を放置すると、納期限までに納付された方



【税率】  
・1・4パーセント  
【税額の計算方法】  
課税標準額×税率(1・4パーセント)  
※課税標準額は、固定資産を評価し、その価格を決定後、その価格をもとに算定されます。詳しくは、6月15日に配布します「固定資産課税明細書」をご確認ください。

## 国民健康保険税

【納める人】  
国民健康保険に加入者がいる世帯の世帯主  
※国民健康保険では、世帯ごとの加入となるため、世帯主が別の健康保険に加入していても、世帯員の誰かが国民健康保険に加入していれば、世帯主が納税義務者になります。この場合、税金は加入者分のみです。

### 【税率】

	医療	介護	支援
所得割(※1)	6.40%	1.40%	1.80%
資産割(※2)	28.00%	7.00%	8.00%
均等割(※3)	20,700円	7,100円	6,500円
平等割(※4)	26,100円	5,200円	6,200円
賦課限度額(※5)	510,000円	120,000円	140,000円

※1 所得割……加入者の所得に対して  
※2 資産割……加入者の資産税に対して  
※3 均等割……加入者1人に対して  
※4 平等割……1世帯に対して  
※5 賦課限度額……1世帯あたりの課税上限額



## 軽自動車税

【納める人】  
毎年、4月1日現在で次のものを所有している人  
・原動機付自転車  
・軽自動車  
・小型特殊自動車  
・二輪小型自動車



### 【税率】

車種	排気量など	税額	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	
	90cc以下	1,200円	
	125cc以下 ミニカー	1,600円 2,500円	
軽自動車	四輪車	貨物自家用	4,000円
		乗用自家用	7,200円
		貨物営業用	3,000円
	乗用営業用	5,500円	
二輪(250cc以下)	2,400円		
小型特殊自動車	農業作業用	1,600円	
	その他のもの	4,700円	
二輪小型自動車	250cc超	4,000円	

◎それぞれの税には、所得額などに応じて、減免や軽減措置などもあります。

詳細につきましては、6月15日に配布いたします、「納税通知書」「固定資産課税明細書」をご確認ください。  
お尋ねやご不明な点などありましたら、税務課(☎52・5853)までお気軽にお問い合わせください。



なお、一度手続きをされた方の申請は、変更や廃止の場合を除き必要ありません。



## 滞納処分の流れ

1. 納税通知書の送付
2. 督促状の送付  
納期限から20日以内に送付します。
3. 財産調査・捜索  
勤務先や預金、不動産などを調査します。
4. 財産の差押  
調査により財産が見つければ差し押さえます。
5. 公売 ▶タイヤロック  
差し押さえた財産を売却します。
6. 町税に充当



## おねがい

### 家屋の新築・増築・取り壊しを行ったら届け出を

住宅や車庫、倉庫などの建物を新築・増築、または取り壊された場合は税務課まで届出を行ってください。取り壊しを行った家屋については、届け出を怠りますと、実際は建物がないのに課税されることになります。

### 廃車・譲渡・転出・紛失などしたときは届け出を

軽自動車やバイクなどの所有者は、次のような場合は手続きが必要です。  
①軽自動車やバイクなど売ったり譲ったりしたとき  
②廃車したとき  
③盗難に遭ったとき(警察への届け出も必要)  
④ほかの市町村へ転出したとき  
また、軽自動車やバイクなどの所有者になったときは、登録手続きが必要です。  
廃車や売却をしたとき、所有者(納税義務者)が町外へ転出したときなどは、30日以内に手続きが必要です。

### 加入、喪失の手続きは14日以内に!!

就職や退職などによる国民健康保険の加入や脱退は、できるだけ早めに届け出をお願いします。  
国保加入の届け出が遅れた場合でも、資格を得た月まで遡って保険税を納めることとなります。逆に職場の健康保険加入後、国民健康保険証を使って受診した場合、国民健康保険負担分の医療費を返還していただくことになります。また、保険税を二重に支払ってしまう場合があります。